

択一式トレーニング問題集の使い方

1 本書の位置づけ

択一式トレーニング問題集は、科目別講義テキスト^{*1}に準拠した問題集です。おおむね過去15年間の本試験問題とオリジナル予想問題を、一問一答の形式により、テキスト項目の順に網羅的に出題しております。択一式試験対策の主要教材としてご活用下さい。

2 仕様

(1) 出題問題

科目別講義テキスト^{*1}の内容に対応するおおむね過去15年間の本試験問題とオリジナルの予想問題です。

(2) 出題形式

問題を左ページ、解答・解説を右ページとする見開きの構成により、一問一答形式で収載しております。

※1： 科目別講義テキストは、資格の大原社会保険労務士講座受講生専用教材です。科目別講義テキストのみの一般販売はしておりません。

〔3〕表示の意味

左ページ

①問題番号

②出題元：令0601B…令和6年試験問題の問1Bの問題であることを示します。

○R…オリジナル問題であることを示します。

③新：直近の本試験問題

④チェック欄：問題の習熟度合を図る目安として活用下さい。

⑤ : 科目別講義テキスト^{※2}の「☆」に関連する優先順位の低い問題であることを示します。

: 今次の改正が関連する問題であることを示します。

左ページ

第3節 労働憲章

① ② ③ ④ ⑤

問題 026 令0601B 新 ☆

労働基準法第1条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間、解雇、災害補償等の基本的な労働条件を指し、安全衛生、寄宿舎に関する条件は含まない。

問題 027 令0301A ☆

労働基準法第1条第2項にいう「この基準を理由として」とは、労働基準法に規定があることが決定的な理由となって、労働条件を低下させている場合をいふことから、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由があれば、同条に抵触するものではない。

問題 028 平2505C

労働基準法第2条第1項が、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきである。」との理念を明らかにした理由は、概念的には対等である労働者と使用者との間にある現実の力関係の不平等を解決する事が、労働基準法の重要な視点である事にある。

問題 029 令0504A

労働基準法第2条により、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきもの」であるが、個々の労働者と使用者の間では「対等の立場」は事实上困難であるため、同条は、使用者は労働者に労働組合の設立を促すように努めなければならないと定めている。

第3節 労働憲章

⑥

解答 026 ○ S63.3.14基発150 / P13 社労士24P5▼

労働条件とは、賃金、労働時間のはか、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件をすべて含む労働者の一連の待遇をいう。

解答 027 ○ S22.9.13発基17 / P13 社労士24P5▼

記述の通り正しい。

解答 028 ○ 法2条 / P14 社労士24P6▼

記述の通り正しい。

労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者はこの基準を理由として労働条件を低下させなければならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

解答 029 ○ 法2条 / P14 社労士24P6▼

記述の通り正しい。

解答 029 × 法2条 / P14 社労士24P6▼

労働基準法第2条において、使用者は労働者に労働組合の設立を促すよう努めなければならないとは定められていない。

右ページ

右 解答・解説ページ

⑥科目別講義テキスト^{※2}と社労士24レクチャーテキスト^{※2}の参照ページを示します。

⑦ : 問題に関する補足説明や周辺知識の内容を記載しています。

※2 : 科目別講義テキスト・社労士24レクチャーテキストは、資格の大原社会保険労務士講座受講生専用教材です。科目別講義テキスト・社労士24レクチャーテキストのみの一般販売はしておりません。

3 択一式トレーニング問題集の使い方

(1) 問題を解く目的

問題を解く目的は、正誤を憶えることではなく、正誤判断をするための「キーワード」と「その理由」を憶えることです。したがって、問題を解くに当たっては、「キーワード」と「なぜ正しいのか」「なぜ誤っているのか、どうであれば正しいのか」を見つけ、憶え込むことを強く意識するようにしましょう。

(2) 回転と目標

問題のキーワードを記憶として定着させるためには、繰り返し問題を解く(回転させる)ことが必要です。そのため学習初期から、本試験までに何回転するか(長期目標)、各回転をいつまでにするか(中期目標)を定めておき、これらに基づいて、その週・その日に何問解くか(短期目標)を決めましょう。なお、中期目標の達成の都度、チェック欄をチェックしていくと、回転の進捗状況が一目でわかつて便利です。

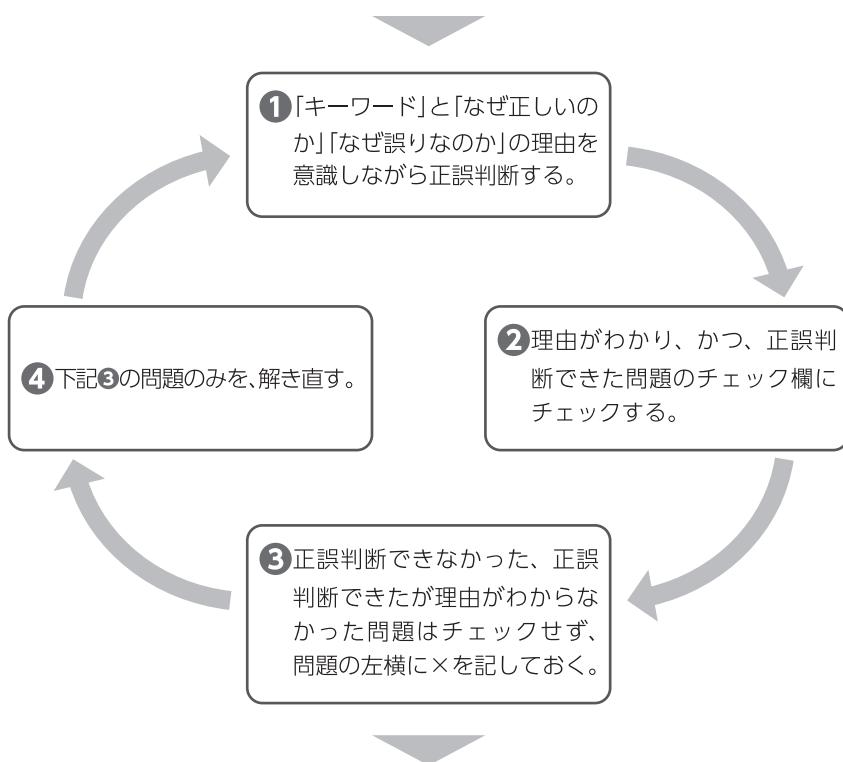
《例》長期目標を5回転とした場合

長期目標	中期目標	達成したら✓
5 回 転	1回転目→次回講義までに	→ <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	2回転目→確認テストまでに	→ <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	3回転目→直前期に入るまでに	→ <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	4回転目→統一模試までに	→ <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	5回転目→本試験までに	→ <input checked="" type="checkbox"/>

〔3〕問題の具体的な取り組み方

問題の取り組み方は様々です。以下ではその一例をご紹介しますので、参考にして下さい。

制限時間（「問題数×30秒以内」など）を設け、制限時間内で解答する。



上記①～④の手順を繰り返し、すべて又は大部分の問題にチェックがついたら、1回転目は終了。

〔4〕問題集巻末の「進捗表」について

巻末に「進捗表」がございます。こちらをご利用になり、ご自身の弱点部分を明確にし、早期克服に心掛けましょう。

〔5〕問題集巻末の「青シート」について

巻末に「青シート」がございます。解答解説ページを隠すシートとしてご利用下さい。

4 よくある質問

〔1〕解くべき問題の優先順位について

問題集には数多くの演習問題が収載されているので、特に初めて学習をされる方は、優先順位を決めたうえで問題を解いていくことをお勧めします。一例として、「☆」の問題は一旦とばしておきましょう。

〔2〕同じ問題を何度も間違えて、次に進めない…

問題を間違えるということは、その問題のキーワードを憶える第一歩です。しかし、間違えが続いてしまう問題は、一旦とばして次の問題に取り組みましょう。学習が進み、科目の全体像や他の科目との関係が把握できてから理解できる内容の問題もあるからです。

〔3〕テキストとトレーニング問題集はどっちが大事？

テキストのみでは、問題のキーワードを知ることができません。また、トレーニング問題集のみでも、全体像を把握しにくいことがあります。いずれか一方に偏るのは得策とはいえません。最も有効なのは、テキストとトレーニング問題集相互で補い合うという学習方法で、①テキストの概要を把握する→②トレーニング問題集を解き、キーワードを記憶する→③テキスト中のキーワードを部分読みする→④上記②③を繰り返すというものです。また、トレーニング問題集で記憶したキーワードや引っ掛け方をテキストの該当箇所に書き込んでおくという方法もお勧めです。

学習 内 容

第1章 総論

第2章 労働者の危険・健康障害防止措置

第3章 安全衛生管理体制

第4章 機械等と危険物・有害物に関する規制

第5章 労働者の就業に当たっての措置等

第6章 健康の保持増進のための措置

第7章 その他

令和6年度試験「労働基準法及び労働安全衛生法」の問題は、「労働者災害補償保険法
択一式トレーニング問題集」に収載致します。

学習範囲

※資格の大原社会保険労務士講座受講生の学習範囲です。

社労士合格コース/社労士経験者合格コース/社労士速修合格コース

上記コースの各回の講義に対応した、「トレーニング問題集学習範囲」につきましては、別紙にてご案内いたします。

社労士24

章	問題集学習範囲	章	問題集学習範囲
1	問題001～問題007	6	問題050～問題054
2	問題008～問題017	7	問題055～問題065
3	問題018～問題043	8	問題066～問題088
4	問題044～問題046	9	問題089～問題109
5	問題047～問題049		

第1節 総 則

問題 001 平2908E



労働安全衛生法は、労働基準法と一体的な関係にあるので、例えば「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、」に始まる労働基準法第1条第2項に定めるような労働憲章的部分は、労働安全衛生法の施行においても基本となる。

問題 002 令0209B



労働安全衛生法は、事業場を単位として、その業種、規模等に応じて、安全管理体制、工事計画の届出等の規定を適用することにしており、この法律による事業場の適用単位の考え方は、労働基準法における考え方と同一である。

問題 003 平2809B



労働安全衛生法における「労働災害」は、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいうが、例えばその負傷については、事業場内で発生したことだけを理由として「労働災害」とするものではない。

問題 004 令0308A



労働安全衛生法では、「労働者」は、労働基準法第9条に規定する労働者だけをいうものではなく、建設業におけるいわゆる一人親方（労災保険法第35条第1項の規定により保険給付を受けることができることとされた者）も下請負人として建設工事の業務に従事する場合は、元方事業者との関係において労働者としている。

第1節 総 則

解答 001 ○ S47.9.18発基91／P3 社労士24P2▼

労働安全衛生法は、形式的には労働基準法から分離独立したものとなっているが、安全衛生に関する事項は労働者の労働条件の重要な一端を占めるものというべく、第1条（目的）、第3条第1項（事業者の責務）、労働基準法第42条等の規定により、労働安全衛生法と労働条件について的一般法である労働基準法とは、一体としての関係に立つものであることが明らかにされている。

解答 002 ○ S47.9.18発基91／P3 社労士24P—▼

記述の通り正しい。

解答 003 ○ 法2条／P4 社労士24P2▼

記述の通り正しい。

解答 004 × 法2条／P4 社労士24P2▼

労働安全衛生法第2条において労働者とは、労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいうと定められている。

第2節 事業者・労働者の責務

問題 005 令0209D

労働安全衛生法は、事業者の責務を明らかにするだけではなく、機械等の設計者、製造者又は輸入者、原材料の製造者又は輸入者、建設物の建設者又は設計者、建設工事の注文者等についても、それぞれの立場において労働災害の発生の防止に資するよう努めるべき責務を有していることを明らかにしている。

問題 006 O R

労働安全衛生法においては、建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、当該仕事を請け負った事業者から、当該仕事による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められたときは、これを教示しなければならないこととされている。

問題 007 令0308B

 ☆

二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帶して請け負った場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者として定め、これを都道府県労働局長に届け出なければならないが、この場合においては、当該事業をその代表者のみの事業と、当該代表者のみを当該事業の事業者と、当該事業の仕事に従事する労働者を下請負人の労働者も含めて当該代表者のみが使用する労働者とそれぞれみなして、労働安全衛生法が適用される。

第2節 事業者・労働者の責務

解答 005 ○ 法3条、S47.9.18発基91／P6 社労士24P3▼

記述の通り正しい。

解答 006 × 法3条／P7 社労士24P3▼

建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように「配慮しなければならない」が、本肢のような教示の義務は課されない。

解答 007 × 法5条、S47.11.15基発725／P8 社労士24P-▼

本肢の場合の代表者のみが使用する労働者とみなされる者には「下請負人の労働者は含まれていない」。

第1節 事業者の講すべき措置等

問題 008 平2809E

労働者は、労働安全衛生法第26条により、事業者が同法の規定に基づき講ずる危険又は健康障害を防止するための措置に応じて、必要な事項を守らなければならないが、その違反に対する罰則の規定は設けられていない。

第2節 元方事業者等の講すべき措置

問題 009 平2208B

製造業に属する事業の元方事業者は、関係請負人が、当該仕事に関し、労働安全衛生法又は同法に基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならず、これらの規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならないが、関係請負人の労働者に対しては、このような指導及び指示を直接行ってはならない。

問題 010 平2208C

建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所（関係請負人の労働者に危険が及ぶおそれのある場所に限る。）において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講すべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導等の必要な措置を講じなければならない。

問題 011 平2208E

製造業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置等の必要な措置を講じなければならない。

第1節 事業者の講ずべき措置等

解答 008 × 法26条、120条／P13 社労士24P5▼

労働安全衛生法第26条に違反した者は、50万円以下の罰金に処せられる。

第2節 元方事業者等の講ずべき措置

解答 009 × 法29条、S47.9.18発基91／P16 社労士24P6▼

元方事業者は、本肢の指導及び指示を関係請負人の労働者に対しても「行わなければならない」。

解答 010 ○ 法29条の2、則634条の2／P17 社労士24P—▼

記述の通り正しい。

解答 011 ○ 法30条の2／P17 社労士24P6▼

製造業その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。